

新潟県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業
補助金申請要領

1 申請単位

申請は法人単位で行うものとする。

※なお、薬局の場合も申請は法人単位とするが、補助額は所属する同一グループ内の薬局数で決定する。

2 診療所等賃上げ支援事業 ※交付要綱第2条1項(1)関係

(1) 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）のうち、

ア **有床診療所**（医科・歯科）、**無床診療所**（医科・歯科）及び**訪問看護ステーション**は**令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている**施設

イ **薬局**は**令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）**する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ**の診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）**する施設とする。

(※1) 「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

(※2) 「賃金改善報告書」（別紙様式2）において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、国と協議の上、決定する。

(2) 本事業の対象者

本事業による賃上げ支援の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、**次に掲げる者以外**であること。

- ① 対象医療機関等の管理者
- ② 対象医療機関等を開設する法人の理事長
対象医療機関等を運営する個人事業主
- ③ 薬局の開設者

(3) 補助額

補助額は以下のとおり算定する。

- **有床診療所（医科・歯科）** : **許可病床数×72 千円（※1）**
(※1) 使用許可病床数が **2床以下の場合**は **1施設×150 千円**を補助する。
 - **無床診療所（医科・歯科）** : **1施設 ×150 千円**
 - **訪問看護ステーション** : **1施設 ×228 千円**
 - 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として
1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局
: **1施設 ×145 千円**
 - 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として
6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局
: **1施設 ×105 千円**
 - 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として
20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局
: **1施設 ×70 千円**
- (※2) 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している**令和7年4月30日時点の数**とする。

(4) 本事業の条件となる賃金改善（※交付要綱第2条1項(1)記載）の内容

原則として、**本事業の補助を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ**（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）**を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。**

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、**令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができる**が、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

- (※) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の補助を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- (※) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (※) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

(5) 留意事項

- ① **本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。**また、例えば、**一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。**

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

- (※) ベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種（令和8年2月13日中医協が厚労相へ答申した内容）
 - ・ 事務職員
 - ・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師
- （40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

② 補助金の返還について

ア 本事業では、賃上げに必要な経費を予め対象医療機関等に補助したうえで、対象医療機関等がこれを活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からペースアップを実施したことを確認する。

具体的には、令和8年8月1日までに「賃金改善報告書」（別紙様式2）を知事に提出し、知事において（3）で算定した補助の全部が（4）の内容に充てられていることを確認する。

イ アの確認の結果、（3）で算定した補助の全部又は一部が（4）の内容に充てられていなかった場合は、補助の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求める。

ウ 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は補助対象外とする。また、補助金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は補助金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

エ 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認める場合は補助金の全部の返還を求める。

3、診療所等物価支援事業 ※交付要綱第2条1項(2)関係

(1) 本事業の内容

有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局（以下「対象施設」という。）に対して（2）に定める額を補助する。

(2) 補助額

- 有床診療所（医科・歯科） : 使用許可病床数×13千円（※1）

（※1）使用許可病床数が 13床以下の場合は1施設×170千円を補助する。

- 無床診療所（医科・歯科） : 1施設 ×170千円

- 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として

1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局

: 1施設 ×85千円

- （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として

6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局

: 1施設 ×75千円

- （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として

20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局

: 1施設 ×50千円

（※2）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

(3) 留意事項

- ① 歯科技工所への対応について

補助金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

- ② 補助金の支給について

補助金の支給を受けようとする対象施設は知事が必要と認める書類を添えて申請を行う。

- ③ 補助金の返還について

補助金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った補助金全額の返還を求める。

ア 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は補助対象外とする。また、補助金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は補助金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認める場合。